

# 重 点 要 求 書

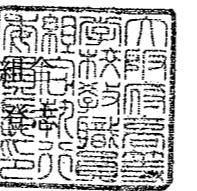
大 阪 府 教 育 委 員 会  
教 育 長 向 井 正 博 様

大阪府立の高等学校並びに支援学校に勤務する教職員の勤務労働条件の改善について、以下の要求を行いますので、誠意ある回答をお願いします。

- (1) 評価結果を反映した勤勉手当の差別支給を行わないこと。当面、上位区分への支給原資としている条例支給月数分のうちの0.03月分を0.015月分に戻すこと。
- (2) 「生徒または保護者による授業アンケート」を活用した教員評価が導入され、昇給・勤勉手当への反映がなされている。「生徒または保護者による授業アンケート」活用に関し、教員評価の昇給・勤勉手当の反映がどのように変化があったのかについて検証するなど、昇給・勤勉手当の反映について、高教組と協議を行うこと。
- (3) 育児・介護などの家庭生活と職業生活の両立が可能となるよう2時間の介護時間制度の創設など制度を拡充すること。また両立支援制度を活用しやすい職場環境となるよう支援策を講じること。
- (4) 校務支援システムや学校情報システムなど、ネットワーク管理に従事する教職員のVDT作業における労働衛生環境の改善等のために少なくとも2時間の非常勤講師を措置するなど負担軽減策を講じること。
- (5) 障害のある教職員に対し、持ち時間減等の配慮を行うとともに、労働環境・職務内容・勤務形態を個々のニーズに合わせて整備すること。改正障害者雇用促進法にもとづく具体的な「合理的配慮」については府教委として誠実に対応すること。現在取られている「措置」を拡充すること。とくに通勤に際して交通用具を利用する障害のある教職員について、家庭訪問や企業訪問などの出張時に必要となる高速道路・有料道路の料金や駐車場使用料金を支給すること。また、子どもたちの安全確保の観点から校内に駐車場を確保できない場合、近隣の駐車場使用料金を公費負担すること。
- (6) 人工腎臓透析をはじめ、いわゆる内部障害のため通院を必要とする教職員について、非常勤講師時数を措置するなど、療養しやすくするための条件整備を図ること。
- (7) 教職員の多忙化解消に資することから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど専門職のより一層の拡充について高教組と協議を行うこと。
- (8) 教職員が心身の健康を保ち安心して働くことができるよう、総合的な労働安全衛生対策を実施し、快適な職場環境を実現すること。増大する時間外勤務や多忙化を減少させるため、有効な対応策を講じること。特に、「教職員の業務負担軽減に関する報告書」で記載されている④これまでの取組のさらなる推進の項につき高教組と協議すること。

2016年7月14日

大阪府高等学校教職員  
執行委員長 近藤 美智子



- (9) 身体介助が必要な生徒のいるすべての府立学校に勤務する教職員が腰痛予防検診を受診できるようにすること。また腰痛予防のための巡回指導について受講体制など高教組と協議すること。
- (10) 臨時の任用職員について、一般職員との均衡を踏まえ、上位級への格付けや最高号給の制限の撤廃など、処遇の抜本的改善をはかること。相当の経験年数を有する臨時講師について、教育職給料表2級を適用すること。
- (11) 4月途中に採用された臨時の任用職員について給与等の遅配がないように高教組と十分協議を行うこと。
- (12) 学校図書館教育の充実に伴い、司書業務担当職員への時間軽減にかかる非常勤時間数の拡充や、非常勤時間数の適正配分を行うなど、担当者の負担軽減の方策を講じること。
- (13) セクシュアル・ハラスメントについての実態調査を行い、その結果を踏まえて、実効あるセクハラ防止の指針の改善や、苦情処理システムを確立するなど、教職員が安心して過ごすことのできる労働環境となるよう高教組と協議すること。
- (14) 病気などで再任用の継続の予定のない教職員に対して、国民健康保険の取り扱いに不利益がないよう、離職証明書の記載内容について丁寧に説明するなど、退職前の教職員が安心して職務に打ち込めるような労働環境づくりに努めること。
- (15) 非常勤職員の待遇などの労働条件問題は常勤職員と共に・密接に関連するものであることから、常勤職員の給与改定にあわせて報酬単価を引き上げること。また、非常勤講師の報酬単価を経験年数等に応じて引き上げること。加えて、外国語（英語）指導員（NET）などについて、育児休業制度を導入すること。
- (16) 単独指導・単独引率ができる特別職の公務員身分を有する「外部顧問」制度の導入や、全国の自治体・学校での先進事例を紹介するなど、府教委として教職員の多忙化解消に向けた支援策を講じること。

以上